

『新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金』第4弾～第6弾の概要

(「大田原市」に店舗がある方に限る。)

	第4弾	第5弾	第6弾
協力(対象)期間	令和3年8月4日(水)～8月31日(火)まで 〔全28日間〕 ※8月8日から「まん延防止等重点措置」、 8月20日から「緊急事態措置」に移行	(1)【8月20日(金)から新たに協力する方】 令和3年8月20日(金)～9月12日(日)まで 〔全24日間〕 (2)【第4弾から継続して協力する方】 令和3年9月1日(水)～9月12日(日)まで 〔全12日間〕	令和3年9月13日(月)～9月30日(木)まで 〔全18日間〕
対象要件	通常20時～翌朝5時までの夜間時間帯に営業していた飲食店が、対象期間の全期間、5時～20時までの間に営業時間を短縮(休業を含む)して《制約》に従うこと。 《制約》①8月4日(水)～8月7日(土)までは、●酒類の提供を11時～19時までの間とすること。●営業時間を短縮していることを掲示すること。 ②8月8日(日)～8月31日(火)まで(まん延防止等重点措置・緊急事態措置)は、●酒類を提供しない(店内持込みを含む)こと。●カラオケ設備を利用しないこと。●営業時間の短縮や酒類を提供しないことを掲示すること。	次の①・②のどちらかに該当すること。 ①通常20時～翌朝5時までの夜間時間帯に営業していた飲食店が、対象期間の全期間、5時～20時までの間に営業時間を短縮(休業を含む)して《制約》に従うこと。 ②通常5時から20時までの時間帯に営業していた飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店が、対象期間の全期間「休業」して《制約》に従うこと。 《制約》●酒類を提供しない(店内持込みを含む)こと。●カラオケ設備を利用しないこと。●営業時間を短縮(休業)していること、酒類を提供しないことを掲示すること。	次の①・②のどちらかに該当すること。 ①通常20時～翌朝5時までの夜間時間帯に営業していた飲食店が、対象期間の全期間、5時～20時までの間に営業時間を短縮(休業を含む)して《制約》に従うこと。 ②通常5時から20時までの時間帯に営業していた飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店が、対象期間の全期間「休業」して《制約》に従うこと。 《制約》●酒類を提供しない(店内持込みを含む)こと。●カラオケ設備を利用しないこと。●営業時間を短縮(休業)していること、酒類を提供しないことを掲示すること。 ※第5弾と同様
協力金下限額	①8月4日(水)～8月7日(土)〔4日間〕 1日 25,000円 ②8月8日(日)～19日(木)〔12日間〕 1日 30,000円 ③8月20日(金)～8月31日(火)〔12日間〕 1日 40,000円	1日 40,000円 ((1)・(2)共通) (1)8月20日(金)～9月12日(日)〔24日間〕 (2)9月1日(水)～9月12日(日)〔12日間〕	1日 40,000円〔18日間〕 ※第5弾と同様
協力金申請額 (全期間下限額で申請する場合)	合計 940,000円〔全28日間〕	(1)の期間、合計 960,000円〔24日間〕 (2)の期間、合計 480,000円〔12日間〕	合計 720,000円〔18日間〕
申請受付期間	8月12日(木)～10月15日(金) ※インターネット受付は8月30日(月)開始	9月1日(水)～10月31日(日) ※インターネット受付は9月13日(月)開始	9月24日(金)～11月30日(火) ※インターネット受付は10月4日(月)開始